

2024年11月28日

電子記録債権利用契約（一般利用者用）のご契約者さま および
ご契約手続き中のお客さまへ

日本電子債権機構株式会社
株式会社三菱UFJ銀行

青森銀行・みちのく銀行の合併に伴う電手決済サービスの手続きについて

いつも電手決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、青森銀行とみちのく銀行は関係当局の許認可取得を前提として、2025年1月1日（水）に合併することを公表しました（新行名：青森みちのく銀行）。

つきましては、両行を決済口座および残高証明書発行手数料の口座振替口座に指定しているお客さまへ、当該合併に伴う取扱いについて、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 金融機関コード・行名変更

（変更前） (0117) 青森銀行、(0118) みちのく銀行（以下「旧行名」といいます。）

（変更後） (0117) 青森みちのく銀行（以下「新行名」といいます。）

2. 取扱い

決済口座、残高証明書発行手数料の口座振替口座を旧行名でお届けいただいている場合、両行の合併日以降、お客さまから変更のお届けがあったものとして、サービス提供者において、新金融機関コード・新行名に変更登録致します。詳細は次頁の【表1】をご覧ください。

また、当該合併により店番・支店名の変更があった場合についても、同様の取扱いとします。合併の詳細は両行のホームページをご覧ください。

【表 1】

No	対象	登録時期
1	2025年1月24日時点で、 旧行名で登録済みのお客さまの決済口座（※1）	2025年1月25日（※2）
2	残高証明書発行手数料引落口座	2025年1月27日以降順次

※1 2025年1月24日時点で、社名や代表者の変更、支払企業紐付追加等、お客さまが電手決済サービスにお届けしている情報に関して変更手続き中の場合には、No1ではなくNo2と同様の取扱いとなります。

※2 現時点での登録予定日です。諸事情により、登録時期が変更になる場合があります。

～ご留意点～

登録口座の変更については、通常、所定の書面をご提出いただきお手続きをすすめておりますが、本件は金融機関の都合による変更であり、お客さまに極力ご負担をおかけせずにサービスを円滑にご利用いただくため、掲記対応とさせていただきます。

掲記対応について異議がある場合には、2024年12月30日（月）までに、三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンターまでご連絡ください。

ご同意いただける場合には、特段ご連絡、お手続きは不要です。ご異議の申出がない場合にはご同意をいただいたものとして、掲記対応にてお手続きをすすめて参りますので、あらかじめご了承ください。

以上

◆本件に関して、ご不明な点などございましたら以下までお問い合わせください。

三菱UFJ銀行
電手・でんさいコールセンター

0120-103-172（銀行営業日 9：00～17：00※）
フリーダイヤルがご利用いただけない場合は
03-5730-1963（通話料有料）

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押して下さい。
※ご照会内容によっては、翌営業日のご回答になる場合がございます。
恐れ入りますが、予めご了承ください。